

大分県社会人サッカーリーグ 運営細則

1. (目的)

大分県社会人サッカーリーグ(以下「リーグ」という。)は社会人チームとして、大分県を代表するリーグに所属するという自覚を常に持ち、ルール、マナー、技術の向上、更にサッカーファミリーとしてリスク精神の浸透を目的とし、リーグの運営に関することについて規定する。

2. (会費)

- 2-1 事務局は、本年度の決算書と次年度の予算案を作成し、総会で次年度予算を決定する。
- 2-2 各チームは参加費を事務局指定の払い込み方法に従い、当該年度の指定日までに納入する。
- 2-3 収入は、次の項目に分類される。
 - 1) 参加費
 - 2) その他(利息、運営協力金等)
- 2-4 支出は、次の項目に分類される。
 - 1) 運営費
 - 2) 補助金
 - 3) 報償費
 - 4) 事務経費
 - 5) その他費用

3. (加盟登録)

- 3-1 加盟チームは、社会人連盟に登録された団体または事務局が特別に認めた団体とし、継続加盟する場合は、毎年事務局指定日までに県リーグ仮申し込みを行い、総会に参加することでリーグの参加を認める。また、継続登録時に連盟会費を納めることとする。
- 3-2 新規加盟希望チームは、毎年2月末までにサッカー・フットサル新規申し込み（大分県サッカー協会 HP にて公開）にて申し込みし、審査を受けた後、リーグ加盟申し込みができる。また、速やかに JFA ID から、チーム登録及び選手登録を行うこと。
- 3-3 第1種社会人連盟のチームに登録した選手が、その後シニアチームに登録した場合、事前に登録していた第1種のチームの選手証等並びにシニアの登録証をもって、本リーグへの出場を可とする。一度登録した1種のチーム以外での出場は不可とする。なお、この扱いは、大分県内の大会での特別扱いである。
- 3-4 原則としてリーグ開催のためのホームグランドを確保できること。
- 3-5 代表連絡先は県内在住の社会人であること。また、年度途中の連絡先変更は、転勤で県外勤務となった場合、その職務を遂行できない状態が発生した場合のみ認める。それ以外は年度当初の連絡先へ連絡するため、転居した場合は郵便物配達先変更、電話番号変更などの手続きを速やかに行うこと。
- 3-6 ユニフォームは正副(明確に区別し得る色彩が望ましい。また、選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄の場合には台地を付ける)であり、かつ判別が容易なサイズのものが望ましい。)2着を登録すること。ユニフォームにはチーム名・選手番号(胸、背両方)を必ず表示するものとする。(JFA ユニフォーム規定)本リーグにおいて、日本代表モデル及びレプリカのユニフォームの着用を禁止する。また、チームのユニフォーム(ゴールキーパーのユニフォームを含む)のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない(黒及び紺色以外)。
- リーグ時に控えゴールキーパーをメンバー登録していない場合でもユニフォームを準備すること。背番号は貼り番でも構わないが、番号が明確なものとする。
- ソックスに テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスの色と同系色のものとする。
- 3-7 3-6 によらず、4部リーグの用具については、以下のとおりとする。

- 1) 1着以上のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、着用しなければならない。(2着以上の持参が好ましい。)
 - 2) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっていても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる(ビブス等も可)。
 - 3) ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。
 - 4) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においてどちらかのチームがビブス等を着用することを決定する。
 - 5) ソックスに テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
 - 6) アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 - 7) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- 3-8 オープン参加があった場合は、本細則や処分細則によらず、別紙のとおり規定する。
- 3-9 本リーグに加盟できるチーム構成人数は16名以上とする。(注…11名未満でも日本サッカーリーグに登録は可能)
- 3-10 加盟チームは、年度途中に脱会できない。次年度脱会する場合は、年度の1月末日までに、県リーグ運営委員長へ脱退する旨を連絡すること。
- 3-11 スポーツ傷害保険等に加入しないチームの参加は認めない。
- 3-12 **九州リーグを脱会・解散したチームが県リーグに参加する場合、最下位リーグからの参加とする。**
- 3-13 加盟チームは、社会人チームであることを自覚し、選手、審判、スタッフ、観客、運営委員等、全員が気持ちよくサッカーに接することが出来るように努める(リスペクトすること)。

4. (選手資格)

- 4-1 前項に規定された加盟チームの選手は、本リーグに参加できる。
- 4-2 本リーグへの選手登録は、(公財)日本サッカーリーグに登録をもって行い、期限は10月末までとする。
- 4-3 選手移籍については、(公財)日本サッカーリーグに登録をもって行い、期限は10月末までとする。(県リーグ以外のリーグ(大学、JFL、地域リーグ等)のリーグ戦終了後の県リーグへの移籍は認めない。)
- 4-4 移籍した選手は、電子選手証または登録選手一覧表の写しでカラー印刷されたもの(以下「選手証」という。)をもって試合に出場可とする。
- 4-5 登録選手数は原則50名までとする。また、外国籍選手の登録数は5名迄とし、試合に参加できる選手は、交代を含め3名までとする。(ただし準加盟チームは除く)準加盟登録チームとは学生を中心とし、選手の大半が外国籍や高校生のチームを指す。これらのチームはリーグの昇格を2部までとする。
- 4-6 外国籍選手を登録する際は、国際サッカーリーグの規定に従い、日本サッカーリーグの承認を得ること。
- 4-7 登録選手の年齢は、16歳以上とする(高校・大学連盟登録選手は不可)。但し、高校生で1種登録を希望する選手の登録人数に関する制限はない。
- 4-8 登録選手は、年間同一背番号で参加することが望ましい。

5. (組合せ・日程)

- 5-1 組合せ・日程はパート幹事(10. リーグ運営)が立案し、県リーグ運営委員会で決定する。
- 5-2 1部、2部、3部は8チーム制とし、通常のリーグ戦と順位決定戦の2クール制とする。まず総当り1回のリーグ戦を行い、その後、上位4チーム、下位4チームに分かれ順位決定戦を行う。総当り1回のリーグ戦終了時点の順位で勝ち点が同じ場合、1)得失点差 2)総得点 3)該当チームの対戦成績 4)抽選の順で順位を決める。順位決定戦開始時は総当り終了時点の勝ち点を継承する。総得点、総失点、得失点差は継承せず「0」とする。警告、退場の累積は継承する。順位決定戦で、優勝もしくは降格が決まる順位のチームが同勝点となり、かつ得失点差が同じ場合は、以下の順で決定する。1)総得点 2)順位決定戦における該当チームの対戦成績 3)総当りリーグ戦時の該当チームの対戦成績 4)再試合(延長無しのPK戦。審判、会場は事務局手配。但し、2チーム以上が同一順位になった場合、再試合は行わず、抽選とする)リーグ戦、順位決定戦最中のリーグ脱退等によりチーム数が変動した場合、対象チームの試合については、試合不成立とし、脱落チームは星取表から削除する。
- 5-3 4部は、原則として1回総当たりとする。(順位決定戦を行う場合は、5-2を適用する。)
- 5-4 リーグ戦は、原則として毎年12月第一日曜日までに実施する。
- 5-5 リーグ戦は、1部:8チーム、2部:8チーム、3部:8チーム、4部:8チーム(地域性を考慮し増減可)とする。
- 但し、kyu リーグからの降格があり、九州各県リーグ決勝大会で昇格出来なかった場合は、翌年度の1部リーグは9チームで行うこととする。この場合、この翌年度、2部リーグを9チーム、更に翌年度は3部リーグを9チームで行うこととする。
- リーグを9チームで行った場合、順位決定戦は行わず、1回総当たりとする。
- 5-6 チームの棄権により当該試合がなくなった場合、原則当初の日程表の時間で、他の試合を開催する。他の試合の全チームが試合時間の前倒し等を希望する場合はその限りではない。

6. (審 判)

- 6-1 当該年度の(公財)日本サッカー協会の競技規則を適用し、日本サッカー協会の公認審判資格を有する審判員で行う。加盟チームは選手への競技規則周知も目的に、有資格者の帯同審判員を4名以上登録すること。(帯同審判員に対し、チーム登録番号を伝え、帯同審判員が KickOff に登録すること)但し、新規加盟チームは1年間の猶予期間を置くが、猶予期間後に、審判登録されていないチームは本リーグより除名し、登録選手全員に対し次年度の本リーグの参加は認めないものとする。
- 6-2 審判は、主審・第1副審・第2副審・第4の審判の4名とする。
- 6-3 審判4名は、必ず審判服一式ならびに所持級の審判ワッペンを着用し、審判用具(フラッグ等)を準備すること。(各自治体の会場使用の取り決めにより、土の会場以外は主審以外のスパイク着用を禁ずる。)
- 6-4 審判は、審判を行う者自身が本部席に当該年度の審判証(必ず写真を貼ること)を提示し、会場担当から本人確認を受け審判を行う。主審は試合終了後に得点、警告者の確認をし、警告、退場が出た際は、必ず審判報告書を記入しサインを行うこと。また使用した審判カードを本部に提出すること。(ユニフォームの不備等があればコメント欄に記入すること)

- 6-5 審判は、主審3級以上、副審・第4の審判は3・4級の有資格者で行うこと。(県協会から審判員を派遣した場合は除く。)
1) 1部は4名中4名、3級以上の審判員で行うこと。
2) 2部は4名中3名、3級以上の審判員で行うこと。
3) 3部は4名中2名、3級以上の審判員で行うこと。
4) 4部は4名中1名、3級以上の審判員で行うこと。
- 6-6 第4の審判は主審・副審と協力し、主審を援助するために試合中会場担当が指定した場所にて、選手交代(選手証やメンバー表の確認)やボール交換の管理、追加時間(アディッシュナルタイム)の伝達(前後半終了予定時間頃)などの職務を行うこと。(冬場に審判服の上に防寒着等を着用することは可とする。色については黒色とする。)
- 6-7 試合中、主審に何らかのアクシデントが発生し、主審を行うことが困難になった場合は、当該試合の審判員の中で3級以上の審判員が主審を行う。その際は第4の審判が不在となることを認める。(選手交代時のみ会場担当がその任務を代行することとする。4部については同様の主審のアクシデントについては4級の審判員が主審を行うことを認める)
- 6-8 チームが棄権した場合の審判割り当ては原則日程表のとおりとし、審判担当チームの変更を希望する場合は、当該チーム同士で解決する。審判担当チームを変更した場合は、幹事チーム・担当運営委員に速やかに報告すること。

7. (試合)

- 7-1 原則として、105m×68m のピッチにコーナーフラッグを設置する。
- 7-2 競技時間は1部 90 分、2部 80 分、3部、4部 70 分とし、延長戦、PK 方式による勝者決定は行わない。(ハーフタイムのインターバルは 1 部 15 分、2部、3部、4部は 10 分以内とする)
- 7-3 交代は、事前に提出された交代要員の中から5名まで認められる。(リーグ特別ルールとして交代要員の人数制限は設けない。)ただし、**3部リーグについては7名まで、4部リーグについては 11 名まで交代を認める。**控え GK が未登録で、正GKの負傷によるGKの交代については原則背番号は事前に提出されたメンバー表の背番号と一致しなければならないが、正GKの試合中の急な負傷による交代については主審の判断に委ねる。
- 7-4 選手は試合開始時に、審判もしくは会場担当のチェックを受ける。
- 7-5 順位は、勝点方式(勝ち3点引き分け1点負け0点)で決定する。但し、同勝点の場合は、原則以下の順で決定するが、不戦勝あるいは不戦敗の試合を含んで同勝点となり、かつ得失点差が昇・降格に影響を与える場合は、不戦勝あるいは不戦敗の試合の結果と、該当チームの結果から除いて以下の順で決定する。
1)得失点差 2)総得点 3)該当チームの対戦成績 4)総失点 5)再試合
- 7-6 本リーグに於いて、正当な理由無き場合は試合放棄を認めない。正当な理由がある場合、もしくはパート幹事及び、県リーグ運営委員長が認めた場合は(3-0)で相手チームの不戦勝、放棄したチームは棄権による不戦敗とする。
- 7-7 原則として、会場都合以外は試合日程の変更を認めない。試合日程変更の際は、パート幹事が変更試合を設定し、県リーグ事務局に事前に報告し承認をえること。
- 7-8 試合球は、対戦チームそれぞれ2球ずつ(会場によってはボールがピッチ外に出た際に回収に時間を要する場合があるので)の持寄りとする。(モルテン ヴァンタッジオ 5 号球)
- 7-9 ハーフタイムのフィールドの使用は試合実施チームの控え選手に限定する。それ以外のチームは会場担当が指示した場所でウォーミングアップを行う。
- 7-10 試合中、ベンチやウォーミングアップエリアにおいて、交代選手は自チームおよび対戦チームユニフォームと異なる色のウェアもしくはビブスを着用すること。(チーム関係者もユニフォ

ームと同系色のウェアの場合、ビブスか異なる色のウェアを着用することが望ましい)

8. (優勝チームの義務・権利)

- 8-1 1部リーグの優勝チームは、九州各県リーグ決勝大会への出場義務を負う。2部リーグの優勝・準優勝チームは1部リーグへの昇格の権利を有する。3部リーグの優勝・準優勝チームは2部リーグへの昇格の権利を有する。4部リーグ各パート優勝チームは3部リーグへの昇格の権利を有する。
- 8-2 1部リーグの優勝チームは、決勝大会出場を放棄できない。2部リーグの優勝・準優勝チームは1部リーグへの参加権利を放棄できない。3部リーグの優勝・準優勝チームは2部リーグへの参加権利を放棄できない。4部リーグ各パート優勝チームは3部リーグへの参加権利を放棄できない。
- 8-3 正当な理由なくして放棄した場合は、当該チームを本リーグより除名し、登録選手全員に対し次年度の本リーグの参加は認めない。

9. (昇格・降格・順位決定戦)

- 9-1 昇格の決定は、県リーグ運営委員会が審議を行い、社会人委員会執行部会の承認により決定する。
- 9-2 1部リーグ・2部リーグ・3部リーグへの入替戦を実施する。
- 9-3 1部リーグ8位チームは、2部リーグへ自動降格とする。1部リーグ7位チームは、2部リーグ2位チームと入替戦を実施し、勝利または引き分けた場合は残留、敗北した場合は2部降格とする。1部リーグ優勝チームが Kyu リーグへ昇格、または、2部リーグ優勝チームの昇格が承認されなかった場合は、1部リーグ7位は残留とし、8位チームが2部リーグ2位チームと入替戦を実施し、勝利または引き分けた場合は残留、敗北した場合は2部降格とする。
- 9-4 2部リーグ8位チームは、3部リーグへ自動降格とする。2部リーグ7位チームは、3部リーグ2位チームと入替戦を実施し、勝利または引き分けた場合は残留、敗北した場合は3部降格とする。3部リーグ優勝チームの昇格が承認されなかった場合は、2部リーグ7位は残留とし、8位チームが3部リーグ2位チームと入替戦を実施し、勝利または引き分けた場合は残留、敗北した場合は3部降格とする。
- 9-5 4部リーグ各パート優勝チームは、昇格が承認された場合は3部リーグに自動昇格とする。4部リーグから3部リーグに昇格したチーム数分、3部リーグの下位から自動降格とする。
- 9-6 1部、2部、3部リーグを9チームで行った場合、8位、9位チームは下位リーグへ自動降格とする。上位リーグ7位チームは、下位リーグ2位チームと入替戦を実施し、勝利または引き分けた場合は残留、敗北した場合は下位リーグへ降格とする。
- 9-7 翌年度脱退するチームが現れた場合、チーム数が変則的になる。その場合県リーグ運営委員会において、当該年度のリーグチーム数を決定する。

10. (リーグ運営)

- 10-1 各部リーグあるいは各パートの県リーグ代表者からパート幹事を選出し、パート幹事は以下の業務を行う。
- 1) 自パートの日程表を作成し、リーグ開幕前に開催される県リーグパート幹事会において日程表を事務局へ提出する。
 - 2) 自パートのリーグ運営責任者として円滑な運営を図る。各節の試合結果報告書、審判報告書(警告・退場が出た時のみ)、審判カード、メンバー表、交替票の原紙を年度終了

- まで保管すること。(県協会から選手の公式戦出場経歴について、確認する場合あり。)
- 3) 全節終了後、成績表(順位表)を作成し、リーグ閉幕後に開催される県リーグパート幹事会において事務局へ提出する。
- 10-2 会場担当は日程表に従い、担当する試合会場の一切を統括し、会場担当チームの関係者および選手は当日の運営に協力する。
- 10-3 会場担当者は以下の業務を行う。
- 1) 会場設営(テクニカルエリアやウォーミングアップエリアも明確にわかるようにすることが望ましい)・試合の運営・準備の指示を行う。尚、コート横に本部席(受付)を設営し、必ず1名以上本部席に待機し、全試合の管理をすること。
 - 2) 審判員が本人であることの確認、メンバー表、選手証のチェック(出場停止者についてはメンバー入り、ベンチ入り不可を伝え、対応を試合結果報告書に明記すること)
 - 3) 審判に審判カードの配布
 - 4) 緊急時の連絡・指示
 - 5) 試合中、得点者名・警告者名・退場者名を控え、試合後審判と確認の上、対戦結果・得点者名・警告者名・退場者名・審判番号氏名・有資格級を明確に試合結果報告書に記入する。
 - 6) 試合終了後、試合結果報告書の記載事項(得点者等)に間違いがないか、主審に確認する。警告・退場が出た場合には、主審に審判報告書を記入してもらう。審判カードは会場担当が主審から受け取り、管理する。
 - 7) 試合結果報告書について、両チームの代表者に記載事項に間違いがないか確認の上、署名を貰う。
 - 8) パート幹事からメールされた試合結果報告書にパソコンにて入力後、パート幹事に指定された宛先に、期日までに e-mail にて送付する。
 - 9) 試合中はフィールド外に出たボールを回収する。但し紛失時の責任は負わないものとする。
 - 10) 常に会場全体に目を配り、チーム関係者や観客に対し、ゴミや喫煙のマナー向上を促す。また、そのような行為を発見した場合は報告書を提出する。
 - 11) 試合における問題、チームからの申し出等は、必ずその試合の結果報告書で県リーグ運営委員会に報告すること。
- 10-4 各会場第1試合のチームが会場設営(ゴール運搬、その他)の補助を行う。
- 10-5 リーグ戦には、各チームとも選手証の写しを携帯すること。
(必ず写真を貼ること)
- 10-6 メンバー表(4枚)に合わせて選手証の写しを、試合開始予定時刻60分前までに本部に提出すること。時間までに提出がない場合、当該試合は没収試合とし、提出の無かったチームは不戦敗とする。メンバー表は会場担当1枚、審判1枚、対戦チーム1枚、自チーム控え1枚とする。選手証はメンバー表に記入した順番で提出することが望ましい。メンバー表と選手証のチェックが終わったら、選手証はチームに返却すること。試合開始時には選手証を持参し、審判の本人確認を受けること。(カードホルダーに格納した状態でも構わない)。交代においても会場担当と、第4の審判と協力して選手証を確認すること。
- 10-7 チーム代表者は試合終了後、必ず試合結果報告書の内容を確認の上、署名を行うこと。
- 10-8 各会場最終試合のチームは、会場担当の指示で、グランド整備、後片付け等の作業を行うこと。
- 10-9 試合中及び試合前後において、悪質な行為等が生じた場合は、会場担当に文書による報

- 告を求める場合があるので速やかに対応すること。
- 10-10 試合中及び試合前後において、疑問に感じることが発生した場合は、当事者同士で解決せずに県リーグ運営委員へ連絡すること。
- 10-11 リーグ開催日における事件、事故に対するいかなる損害についても主催者(一般社団法人大分県サッカーリーグ)は責任を負わないものとする。
- 10-12 会場での喫煙は指定された場所以外絶対禁止とする。(観客も含む)
- 10-13 会場に持ち込んだゴミは各自で持ち帰る。(会場内のゴミ箱に捨てないこと)
- 10-14 大分県内天然芝・人工芝会場ではフィールド保護の観点から次の行為は禁止とする。
副審・第4の審判員はスパイク不可とする。
水以外の飲料の持ち込み。(ベンチは除く)
スプレーを用いた治療(主審が許可した場合を除く)。
ガム(人工芝会場のみ)。
ハイヒール(かかとの鋭利な履物)等での立ち入り。

【参考】

大分県社会人サッカーリーグでは実施しないが、大会によってはマッチコーディネーションズミーティングが試合前に実施される。これはマッチコミッショナー(試合責任者)主導のもと、両チームのマネージャー(マネジメントを行う人。監督や代表者)、審判団が一堂に集い、試合における注意点、ユニフォームの色等を確認する場である。

11. (表 彰)

- 11-1 1部・2部・3部・4部リーグのパート優勝チームを表彰する。
- 11-2 個人表彰は、得点王とする。その他は、県リーグ運営委員会で協議のうえ表彰する。
- 11-3 表彰は、リーグ総会の席で行う。

12. (罰則及び処罰)

- 12-1 県リーグ運営委員会が調査して、試合不成立が不可抗力と認めた試合は、再試合を行う。不成立が故意と認められた場合は、該当チームを本リーグより除名し、登録選手全員に対し次年度の本リーグの参加は認めない。
- 12-2 本リーグ規程及び本実施細則に違反した行為を生じた場合は、別に定める処分規定に基づき規律委員会の指示に従わなければならない。場合によっては、除名処分もありうる。
- 12-3 警告累積が、3回となった選手は次の1試合への出場を自動的に停止する。
- 12-4 同年度内で12-3の出場停止が2回となった選手は、2試合の出場停止とする。
- 12-5 年度最終試合で退場・警告累積で次試合が出場停止となる選手が発生した場合は、退場による出場停止のみ年度を越えてその処分を執行する。

13. (災害時の処置)

- 13-1 事前に災害の発生(台風等)を予測できる場合は、県リーグ運営委員会の判断で、所属チームの代表者に連絡する。不明の場合は、試合ができる準備をして会場に集合し話し合いで決定する。
- 13-2 緊急な災害が発生した場合は、速やかに各部県リーグ運営委員に連絡をとり、指示を得ること。
- 13-3 13-1 や 13-2 の事情により、各部県リーグ運営委員が試合の実施が困難・危険と判断した場合は、当該試合を延期する。
- 13-4 試合開始直前にスコール等の大雨が降り、試合開始が困難な場合は、会場担当が判断し、

開始時刻を遅らせる。

14. (申 請 等)

14-1 本リーグを円滑に運営するため、所定の書類様式を設ける。各チームは、書式に従い必要な手続きを行うこと。

1) 様式-1: 試合結果報告書

2) 様式-2: 審判報告書

3) 様式-3: 星取表

15. (附 則)

15-1 本細則の他に下記を定める。

1) 処分細則

2) 会計は、(一社)大分県サッカー協会に準じる。

15-2 本細則で運営上不都合が生じた場合は県リーグ運営委員会で改廃を決定する。

15-3 本細則は、2016年4月1日より施行する。

本細則は、2018年3月25日より施行する。

本細則は、2019年3月24日より施行する。

本細則は、2020年3月29日より施行する。

本細則は、2021年3月28日より施行する。

本細則は、2022年3月20日より施行する。

本細則は、2023年3月26日より施行する。